

# 「山口市の生活環境の保全に関する条例の一部改正（素案）」の概要

本市では、2021(令和3)年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、再生可能エネルギー等設備の導入促進などを始め、地域脱炭素に向けた取組を進めており、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度もあり、太陽光発電設備は急速に拡大してきました。

その一方で、周辺環境や防災、地域住民等への配慮が不十分な設備設置などの問題が表面化し、本市においても市民の皆様から一定の規制を求める声が上がっていることから、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について、周辺環境へ配慮し、かつ地域と共生したものとなるよう条例（※）に定めることとしました。（※現行の「山口市の生活環境の保全に関する条例」への追加（改正）を行うこととします。）

## 目的（第1条）

◆この条例は、山口市環境基本条例の基本理念にのっとり、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とします。

## 対象（第2条）

◆以下を除くすべての太陽光発電設備・事業を対象とします。

### 【対象外】

- ・建築物に設置
- ・国、地方公共団体が行う事業
- ・営農型太陽光発電事業
- ・発電出力10kW未満で設置している区域内等で自家消費するもの

## 責務（第35条、第36条）

### 【太陽光発電事業者の責務】

- ・太陽光発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、良好な生活環境の保全及び地域との共生のために必要な措置を講じなければなりません。
- ・また、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければなりません。

### 【土地所有者等の責務】

- ・事業区域の土地所有者、占有者及び管理者は、事業区域を適正に管理するよう努めなければなりません。

## 手続き（第37条～第40条、第45条、第46条）

◆事業を行うに当たり、次の手続きを行う必要があります。

### 【事前協議】

- ・実施前にあらかじめ市と協議を行います。

### 【周辺関係者への説明会】

- ・地域住民等（※）への説明会を行います。  
※①隣接地所有者、②周辺住民、③自治会長、④水利権者、⑤地域の代表団体  
(②～④は設備の発電出力に応じ、敷地境界から100m等の範囲内とします。)

### 【事業計画の届出】

- ・工事着工の30日前までに、届出を行います。  
※説明会実施記録、第三者賠償保険等加入書類、処分費用確保の書類等を添付

### 【工事完了の届出】

- ・完了後速やかに届出を行います。

### 【事業変更の届出】

- ・変更に伴う工事着工の30日前までに届出を行います。

### 【事業廃止等の届出】

- ・事業を廃止し、設備の撤去完了後速やかに届出を行います。

## 維持管理等（第41条～第44条、第46条）

### 【維持管理、標識設置、侵入防止措置】

- ・良好な生活環境の保全上、支障が生じないように、発電設備及び事業区域を自らの責任において適正に管理しなければなりません。
- ・設置工事の着工から設備撤去までの間、事業者名等を記した標識を設置しなければなりません。
- ・関係者以外が容易に立ち入れないよう、周囲へフェンスの設置等を行い、侵入防止措置及び安全対策を講じなければなりません。

### 【異常発生時の対応】

- ・事故や災害発生時には、速やかに現地確認及び必要な措置を講じ、影響を受けるおそれのある周辺関係者に周知しなければなりません。
- ・また、措置を講じた場合は市へ報告しなければなりません、  
※周辺に被害が及ぶ場合に備え、第三者賠償保険、火災保険、地震保険へ加入しなければなりません。

### 【設備の撤去等】

- ・事業廃止後は速やかに設備を撤去し、適正に処分しなければなりません。  
※適正な処分のための費用を、積立等により確保しなければなりません。

## 助言、指導、勧告、命令、公表（第47条、第48条）

◆事業予定者及び太陽光発電事業者に対し、以下に該当する場合に助言等を行うことができるとしています。

### 【助言、指導】

市長が必要があると認めるとき。

### 【勧告】

- ①事前協議をせず、又は虚偽の内容で協議したとき。
- ②周辺関係者への説明会をせず、又は虚偽の説明等をしたとき。
- ③事業計画、事業変更及び事業廃止等の届出等を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ④適正な維持管理、標識の設置、フェンス等の設置、異常発生時の対応を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は与える恐れがあるとき。
- ⑤助言、指導に正当な理由なく従わないとき。

### 【命令】

勧告に正当な理由なく従わないとき。

### 【公表】

命令に従わないとき。

## 今後のスケジュール

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 令和7年11月 | パブリックコメントの実施（条例改正（素案））   |
| ～12月    |                          |
| 令和8年2月  | 令和8年3月市議会定例会へ条例改正（案）提案予定 |
| 令和8年3月  | 条例公布予定                   |
| 令和8年10月 | 条例施行（運用開始）予定             |